

# ～保険・補償制度について～

## 1、自動車任意保険

お客様にお支払い頂く基本料金の中に、すでに保険などによる基本的な補償が含まれております。なので、別途ご加入頂く必要はございません。

ただし、車両・対物事故免責額補償制度(CDW)にご加入頂く時は、別途加入料を申し受けます。

保険・補償	対人補償	無制限(自賠責保険3,000万円を含む)
	対物補償	無制限(1事故限度額、免責額5万円) 【2事故目】 無制限(1事故限度額、免責額10万円)
	人身傷害補償	5,000万円(1名限度額)
	車両	時価額 免責額10万円 【2事故目】 免責額20万円

※下記の様な運転又は状態で事故が発生した場合は全ての補償制度の適用を受けられません。

- 事故現場から警察への届出を怠った場合(警察の事故証明が取得できない場合)
- 当社の承諾なく相手と示談した場合
- 事故現場から弊社への連絡を怠った場合
- 運転中にシートベルトを着用していなかった場合
- 貸渡時間を無断延長して事故を起こした場合
- 契約書記載の運転者及び副運転者以外の方の事故
- 飲酒運転
- 無免許運転
- 盜難によって生じた車両損害
- 定員をオーバーして走行した場合
- 海岸・河川敷または林間など車道以外を走行した場合(維持・管理された道路以外での事故)
- 使用方法が劣悪な為に生じた車体などの損傷や腐蝕の補修費
- 各種テスト・競技への使用、または他車のけん引・後押しに使用した場合
- お客様の所有、使用、管理する車両などとの事故によるレンタカーの車両損害
- 営業店内でのレンタカーや看板などを破損した場合
- 操作ミスによる故障
- 車内装備の損害
- タイヤチェーン、スキーキャリアなどによる傷
- タイヤの損傷、パンクやホイールキヤップの紛失
- 当社の貸渡約款の条項に違反して使用した場合
- その他保険約款の免責事項に該当する事故

※事故が起きた場合は必ず警察、営業所、時間外なら電話窓口に連絡し状況を伝えて指示を仰いで下さい。バンパーを壁に擦った、ガードレールに擦ってしまった、など些細な自損事故の場合でも必ずご連絡をお願い致します。また、ファイルに入っています事故報告書も必ずご記入をお願い致します。

※下記の場合は、保険・補償制度の適応外となり修理に要する費用は、お客様の**実費負担**となります。

- タイヤのパンクおよびバースト
- タイヤホイールの破損およびホイールキャップの紛失・破損
- 車内装備品の紛失・破損
- 飛び石等の飛来物によるガラスのヒビ割れおよび破損
- バッテリー(レンタル期間中、ご利用者様による過失バッテリー損傷)

## 2、車両・対物事故免責額補償制度 **※保険ではありません**

万一の事故の際に、お客様のご負担となる対物免責額と車両免責額を補償する制度です。

補償加入料 (1カ月)	13, 200円(税込) ※ワゴン車クラス以上 33, 000円(税込)
----------------	--------------------------------------

※「シートベルト着用」を条件とします。

※トラック等の架装荷室部分は車両保険の適用外となり、免責補償制度も適応外となります。  
(よって架装部分の損傷に関しては、完全ご利用者様、全額実費負担となります)

※下記のような重大な交通違反が原因で事故が発生した場合、免責補償制度の適用を受けられません。

- スピードの出しすぎで事故を起こし、制限速度を越えたと実証された場合
- 追い越し禁止車線で黄色いセンターラインを越えて事故を起こした場合
- 信号無視で事故を起こした場合
- 一時停止を怠って事故を起こした場合
- 右折禁止、Uターン禁止などで事故を起こした場合
- 悪質または故意と認められる事故の場合

## 3、ノンオペレーション・チャージ(NOC・休業補償)

レンタカー使用中の事故により、車両損害が発生した場合には、損傷の程度や修理期間にかかるらず、営業補償の一部として下記のノンオペレーションチャージを申し受けます。

予定の営業所にレンタカーを返還した場合(自走可能な場合)…「2万円(非課税)」※ワゴン車クラス以上は5万円

予定の営業所にレンタカーを返還出来なかった場合(自走不可能な場合)…「5万円(非課税)」※ワゴン車クラス以上は10万円

※禁煙車での喫煙またはペット同乗(ゲージOUT)もNOCの対象となりますのでご注意下さい。

※ノンオペレーションチャージは、免責補償制度にご加入の場合にもご負担頂きます。

※自走不可能な場合、別途レッカ一代等の車両移送費用(当社指定工場)は、お客様負担です。

※約款違反、法令違反等悪質な事故の場合は、免責補償制度に加入していても適応除外ならびに保険・補償制度の適応除外となります。

## 4、貸渡しの際のご注意

### ●燃料

満タンでお貸し致しますので、自動車メーカーの指定する燃料で満タンにしてご返却下さい。

ご都合により満タンでお返しになれない場合には、燃料ゲージの残量による精算をさせて頂きます。

この場合、**実際の給油金額より割高**となりますので、あらかじめご了承下さい。

### ●弊社駐車場にお客様のお車を置いておく場合

お客様のお車を弊社駐車場に預ける場合は、貴重品等は必ず車内に置かないよう

お願い致します。また、車両のキズ、盗難等に関して弊社は一切の責任は負いかねますのであらかじめご了承下さい。

## 事故が起きたら…

- ①安全確保→まずは車輛を安全な場所へ停車下さい
- ②負傷者の救護→けが人がいる場合、救急車を呼ぶなど最善の策を取って下さい
- ③警察への連絡「110番」→事故発生場所/事故状況を説明して事故処理に来てもらつて下さい
- ④お相手の確認→お相手の免許証/連絡先/お相手の保険会社情報/お相手車輛の損傷箇所の写真複数枚(ナンバー含む)
- ⑤当社Braveレンタカー契約保険会社「損保ジャパン」へ事故連絡→③同様に詳細を説明して下さい
- ⑥当社Braveレンタカーへの連絡→ご出発店舗へご連絡下さい

**※注意:「事故現場での示談は絶対におやめ下さい→保険適応外」となります**

### **★損保ジャパン「事故」連絡先 24h フリーダイヤル 0120-256-110**

下記事項を担当者へお伝えください

- 1)レンタカーの登録番号
- 2)保険契約者名「株式会社Brave」
- 3)事故状況

## 車輛トラブル時…

### **★損保ジャパン「車輛トラブル」連絡先 24h フリーダイヤル 0120-365-110**

下記事項を担当者へお伝えください

- 1)レンタカーの登録番号
- 2)保険契約者名「株式会社Brave」
- 3)車輛トラブル状況

**※注意:下記事項該当時は無料ロードサービスの適応外となります**

- 1)雪道やぬかるみでの車輛スタック(立往生)
- 2)私有地内でのガス欠

## Braveレンタカー「長期レンタル」のお客様へ

★当社eレンタカーをご利用頂きまして誠にありがとうございます。

当社ではご利用前お客様へ当社約款/下記ご案内・ご説明は致しておりません

何卒、本案内書・当社サイトにて内容ご確認お願ひいたします

### ◎ご利用中下記該当の際、当社までご連絡下さい

- ・お貸出後、走行距離「5,000km到達」また「以後5,000km到達」時…お客様にて消耗品交換手配して頂きます。作業代金は一旦お立て替え頂きまして「返金」または「レンタル代金相殺」させて頂きます
- ・車輛異常を感じた場合(各警告灯ランプ点灯/異音など…)

### ◎ご利用中定期的に下記項目の安全目視点検お願いします

- ・タイヤ空気圧/摩耗/スリップサインなど
- ・ガラス面への飛び石跡の有無
- ・エンジンオイル/ラジエター液チェック/アドブルー液(尿素水) ※軽油車対象

■異常発覚時、当社の指示に従って下さい。

■異常発覚時、当社までご連絡なく走行され車輛損傷が発覚した場合、保険の適応は致し兼ねます。

また修理代金も全額ご請求申し上げます。※当社約款 第4章第15条「管理責任」

■車内装備品(シート・ナビ・その他)ご利用時にもご注意下さい。

※クリーニング・修理代を請求させて頂く場合も御座います

■タイヤ/バッテリー/ワイパーなどお客様判断にて交換された場合、実費ご負担とさせて頂きます

#### 【メンテナンスに含まれるもの】

- ・法定点検(3ヶ月/6ヶ月)
- ・継続車検
- ・ワイパーゴム
- ・バルブ(電球類)
- ・ホース/ベルト
- ・オイル/エレメント/バッテリー液/不凍液の交換・補充
- ・ウインドウォッシャー液
- ・タイヤチェック(ご出発後のパンクはお客様にて実費負担)
- ・アドブルー液(尿素水) ※軽油車対象

#### 【メンテナンスに含まれないもの】

- ・燃料/洗車
- ・パンク修理代
- ・冬タイヤの履き替え
- ・全装備品のお客様過失による損傷/修理/紛失
- ・外装部修理(塗装・架装・腐食修理)
- ・事故修理
- ・キーの紛失(実費交換手配)

### ★車輛トラブル時

平日9:00～18:00:当社「Braveレンタカー」043-312-2321までご連絡下さい

営業時間外/土・日・祝日:「保険会社」無料ロードサービス0120-365-110までご連絡下さい

### ★事故の場合【示談はNG! 保険適応できません。】

- ①安全確保→車輛を安全な場所へ移動下さい
  - ②負傷者の救護→救急車など連絡して頂いてから救護に努めて下さい。
  - ③警察への届け出→事故の大/小に関わらず必ず警察へ連絡お願ひします(事故証明書が必要です)
  - ④お相手の確認→お相手車輛ナンバー/免許証/緊急連絡先/損傷箇所など確認して下さい。
- ※可能な限り「携帯お写真」にて保存して頂くと、後々お手間が省けます
- ⑤保険会社への連絡→0120-256-110までご連絡下さい
  - ⑥当社への連絡→043-312-2321までご連絡下さい

## Braveレンタカー「遠方地」ご利用のお客様へ

★遠方地で当社レンタカーをご利用のお客様へ下記ご注意お願いします。

### ◎ご利用中定期的に下記項目の安全目視点検お願いします

- ・タイヤ空気圧/摩耗/スリップサインなど
- ・エンジンオイル/ラジエター液チェック
- ・ガラス面への飛び石跡の有無
- ・アドブルー液(尿素水) ※軽油車対象

■異常発覚時、当社の指示に従って下さい。

■異常発覚時、当社までご連絡なく走行され車輛損傷が発覚した場合、保険の適応は致し兼ねます。

また修理代金も全額ご請求申し上げます。※当社約款 第4章第15条「管理責任」

■車内装備品(シート・ナビ・その他)ご利用時にもご注意下さい。

※クリーニング・修理代を請求させて頂く場合も御座います

■タイヤ/バッテリー/ワイパーなどお客様判断にて交換された場合、実費ご負担とさせて頂きます

### ◎「法廷整備点検」時、下記事項のご注意お願いします

※上記安全目視定期点検を順守して頂いているお客様には、下記諸費用全て当社負担となります

・当社指定またはお客様お手配による現地整備工場/各ディーラーへお待ち込み頂き、実施お願いします  
事前に予約をして頂いていれば「通常1時間～3時間の作業」となります。

基本当社での整備点検代車手配等は一切行っておりませんので予めご了承下さい(遠方地ご利用のみ)  
(不良個所発覚または修理にて時間を要す場合を除きます)

### ◎「車検整備点検」時、下記事項のご注意お願いします

※上記安全目視定期点検を順守して頂いているお客様には、下記諸費用全て当社負担となります

・基本当社の指示に従って下さい

車検満了1ヶ月前より当社担当スタッフより、ご担当者様へご連絡させて頂きます

・ご契約時と異なる遠方地利用、またはお申し出がない遠方地利用での車輛入替/代車手配等は  
お断りまたは別途回送料金をご請求させて頂きます

・ご契約時と同じ遠方地利用、またはお申し出があるお客様への車検代車手配等は当社負担にて  
お手配させて頂きます



## Braveレンタカー事故報告書

- ・保険金請求での必要な書類となります、必ず運転者ご自身でご記入お願いたします。
  - ・事故発生→負傷者救護→警察へ連絡→保険会社へ連絡→当社まで連絡後、本報告書の提出お願いたします。なお事故発生から7日以内にご報告・ご提出がなかった場合、保険の適応ができませんので予めご了承下さい。